

○ 安全・安心まちづくり教育隊の運用について

(令和5年2月28日付け香生企第72号)

安全・安心まちづくり教育隊（以下「教育隊」という。）については、「安全・安心まちづくり教育隊の設置・運用について（通達）」（平成29年12月27日付け香生企第627号。以下「旧通達」という。）に基づき、「香川県犯罪のない安全で安心なまちづくり推進条例」（平成17年香川県条例第52号。以下「条例」という。）の目的を達成するため、平成18年5月15日の運用開始以降、子ども安全教室や高齢者対象の防犯教室など様々な活動を展開してきたところであるが、旧通達の保存期間満了に伴い、新たな通達を発出することから、各署においては、引き続き下記の趣旨に沿った効果的な運用に努められたい。

なお、本通達の発出に伴い、旧通達は廃止する。

記

第1 教育隊の設置

- 1 生活安全企画課に教育隊を設置する。
- 2 教育隊は、生活安全企画課犯罪抑止対策係員をもって編成する。

第2 趣旨

教育隊は、各警察署、自治体及び教育機関等と連携して、地域の自主防犯団体及びその指導者の育成、県民各層に対する各種安全・安心まちづくり教室等を実施するほか、県下の犯罪発生状況に基づき早急な犯罪抑止対策を必要とする地域において、具体的かつ有効な安全・安心まちづくり教育及び支援活動等を実施するものとする。

第3 教育隊の職務

教育隊は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 条例に関する広報・啓発活動及び安全教育の支援・実施に関すること。
- (2) 県民等が行う自主防犯活動の促進のための支援に関すること。
- (3) 防犯パトロール等自主的な活動に対するノウハウの提供及び指導・助言に関すること。
- (4) 学校・子ども安全対策に関すること。
- (5) 警察署長からの要請に基づく安全・安心まちづくり教室等の支援に関すること。
- (6) その他犯罪の起きにくい社会づくりの推進に関すること。

第4 教育隊の運用

- 1 教育隊業務は、犯罪抑止対策担当調査官の指示を受けて運用するものとする。
- 2 警察署長は、犯罪等の発生状況及び地域の自主防犯団体や地域住民等の要望に基づく安全・安心まちづくり教室等の開催に際し、教育隊の派遣を要請する場合は、派遣希望日の2週間前までに「安全・安心まちづくり教育隊派遣申請書」（別添様式第1号）により、生活安全企画課長に申請するものとする。

第5 教育隊の活動時間

平日の執務時間内とする。ただし、活動内容によって教育隊の運用が必要と思われる場合はこの限りでない。

第6 活動結果の記録

教育隊は、勤務日における活動内容等を「安全・安心まちづくり教育隊勤務日誌」（別添様式第2号）に記録し、その保存期間は1年とする。

第7 報告

教育隊は、1か月ごとに活動状況を「安全・安心まちづくり教育隊活動報告」（別添様式第3号）により生活安全企画課長に報告すること。

第8 運用上の留意事項

- 1 警察署長は、教育隊の派遣に当たっては可能な限り署員に補助させるとともに、市・町まちづくり担当者等との連携にも配慮すること。
- 2 教育隊は、実施対象に応じた活動内容を検討するとともに、視聴覚機材を活用するなどして効果的なものとなるよう配慮すること。

(別添様式 省略)